

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇告示 教育職員の免許状の授与  
とう精養者の登録
- 食糧管理法施行規則による販売業者の営業所の所在地の変更の承認
- 基本測量の実施を終った旨の通知
- 土地の用途廃止
- 土地改良事業計画の認可
- 土地改良区の設立認可
- ◇選挙告示 選挙管理委員会の招集

## 告示

登録番号、登録年月日、名称、住所

鳥取第三号 昭四一、九、一九 山東農協同組合 気高郡鹿野町大字鹿野一、三五四の一 住所に同じ。

所 営業所の所在地

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

### 鳥取県告示第六百十四号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

免許状の種類 番号 氏名 本籍地

高等学校教諭二級普通免許状 昭四一高二普第四号 浜垣 也恵 鳥取県

昭四一高二普第五号 浜垣 也恵 鳥取県

### 鳥取県告示第六百十五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三号)第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおりとう精養者の登録をしたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県告示第六十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の第二項の規定に基づき、次のとおり販売業者の営業所の所在地の変更を承認したので、同規則同条第三項の規定により告示する。

登録番号	名	変更に係る営業所の所在地	前	後	承認年月日
米振第一二号	米子食糧企業組合北立町営業所	米子市立町四丁目一六三番地	米子市西福原七三三番地	昭和四十一年九月十九日	

鳥取県告示第六十七号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の第二項の規定に基づき、次のとおり精業者の営業所の所在地の変更を承認したので、同規則同条第三項の規定により告示する。

登録番号	氏名	変更に係る営業所の所在地	前	後	承認年月日
第一六〇号	三木 太郎	東伯郡大栄町大字由良宿五五〇	昭四一、九、二九		
第一五六号	松村 清市	東伯郡大栄町大字龜谷三七三二			

鳥取県告示第六十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十一日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 本 江 滋 二  
一 作業種類 基本測量(一等磁気測量)  
二 作業地域 東伯郡  
三 終了年月日 昭和四十一年九月十四日

鳥取県告示第六十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十月二十九日から用途廃止した。

場	所	面積	用途
八頭郡智頭町大字市瀬字竹ノ出口一四七八番一地先から一四九三番一地先まで		一〇五・三五	水路敷
一五〇九番一地先及び一五〇六番地先		一三七・〇九	
一五一八番一地先		六四・四七	
一四七九番一地先		六八・〇八	道路敷
一四九三番一地先		二九・五九	
一五一八番一地先		一一・一六	
一四九三番一地先		一一・三〇	畦畔
一五〇六番地先		一一・三一	

昭和四十一年十一月十一日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県告示第六百二十号

昭和四十一年七月二十九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(農道)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十一日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 本 江 滋 二  
一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し  
二 縦覧に供する期間 昭和四十一年十一月十一日から二十日間

鳥取県告示第六百二十一号

縦覧に供する場所 鳥取市役所  
四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十一号

昭和四十一年九月十日付けで西伯郡西伯町大字鴨部一五三三番地 遠藤深雄ほか二十人の者から申請のあつた法勝寺南土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画書及び定款を審査した結果、これを適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八条第五項の

規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び定款の写し
  - 二 縦覧に供する期間 昭和四十一年十一月十一日から二十日間とする。
  - 三 縦覧に供する場所 西伯町役場
  - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和四十一年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年十一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

- 一 日時 昭和四十一年十一月十四日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁
- 三 議題 鳥取県知事の選挙について

鳥取県選挙管理委員会委員室

受付

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行  
当日が休日ときは、その翌日の翌日

## 目次

- ◇告示 昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号の一部改正  
第二十期鳥取県地方労働委員会労働者委員補決委員候補者推薦要領  
建築基準法施行規則による道路の位置の指定  
解除予定の保安林
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施  
道路交通法による聴聞の実施

## 告

## 示

鳥取県告示第六百二十二号

昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号（鳥取県保健所及び衛生研究所使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和四十一年十一月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- その5中「カビネ」 千円 一枚増すごとに
- 「カビネ」 千円 一枚増すごとに
- 「カビネ」 四十円を加える
- 「カビネ」 四十円を加える

を  
胃ガン集団検診（造影材を使用して七センチメートル×七センチメートルのフィルムによる消化管の撮影及び診断を行なうもの）  
に改める。 八百円 一件につき

鳥取県告示第六百二十三号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のとおり第二十期鳥取県地方労働委員会労働者委員補決委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十一年十一月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 推薦する者の資格  
鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。
- 二 推薦される者の資格  
労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。
- 三 推薦手続  
推薦書（様式ハ）に、次の書類を添えて所定の期間内に所轄労働事務所を経由して知事に提出すること。
- ハ 労働組合資格審査申請書（様式ロ）